

小規模事業者持続化補助金＜共同・協業型＞【公募要領】

(第2回公募)

(公募期間)

- ・公募要領公開 令和7年12月23日（火）
- ・申請受付開始 令和8年1月16日（金）
- ・申請受付締切 令和8年2月27日（金）17:00まで

※本事業は、補助金申請システム（名称：Jグランツ）による電子申請になります。

Jグランツを利用するにはGビズIDプライムアカウントの取得が必要で、アカウントの取得には数週間程度を要します。利用をご希望で未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。

※暫定GビズIDプライムアカウントは使用できません。

(問い合わせ先)

- ・補助金事務局

電話：03-6634-8730 E-MAIL：kkr6@kyodokyogyohojokin.info

問い合わせ対応時間：9:30～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

※原則、メールでの問い合わせをお願いします。

- ・本公募要領、応募書類等は、下記ホームページからダウンロードできます。

<https://r6.kyodokyogyohojokin.info/>

(ご注意)

- ・本事業は、地域の小規模事業者の販路開拓を支援するものであり、地域振興等機関（申請者）の販路開拓を支援する事業ではありません。
- ・申請書類一式は、電子申請により提出することとします。

令和7年12月

小規模事業者持続化補助金＜共同・協業型＞事務局
(運営：株式会社日本経営データ・センター)

目 次

1. 事業の目的	1
2. 補助対象事業	2
3. 本事業での取組と各取組の評価指標	4
4. 応募資格	5
5. 補助事業実施期間	8
6. 補助上限額及び補助率	8
7. 応募手続き	9
8. 審査・採択	12
9. 採択決定通知・交付申請及び交付決定	13
10. 経費の計上	14
11. 補助事業者の義務	19
12. 問い合わせ先	21
(別添1) 人件費の算出方法に係る実施細則	22
(別添2) 謝金及び雑役務費の単価について	27
(別添3) 旅費の支給基準について	28
(別添4) 小規模事業者について	46
(様式1) 申請書	別紙
(様式2-1) 補助事業計画書	別紙
(様式2-2) 参画事業者一覧	別紙
(様式3) 支出計画書	別紙
(様式4) 地方公共団体による事業支援計画書	別紙

1. 事業の目的

本事業は、地域経済を支える小規模事業者（以下「参画事業者」という。）が、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入等）等に対応するため、互いに足らざる経営資源を補いながら共同・協業して商品や製品・サービスを展開していく取組を地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」という。）による支援を受けながら実施することで、地域の雇用や産業を支える参画事業者の中長期的な商品展開力・販売力の向上を図ることを目的とする。

本事業は、地域振興等機関が実施する参画事業者の持続的な支援に要する経費の一部を補助するものであり、地域振興等機関自身の販路開拓や利益の追求に対し補助するものではないことに留意する。

（1）地域振興等機関の定義

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から⑤のいずれかに該当する機関を指す。

- ①商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織
- ⑤地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

※⑤については申請書記載のこれまでの取り組み内容やその実績・効果等、総合的な（第 3 者による）審査を行い判断します。

（2）参画事業者（小規模事業者）の定義

※詳細は「別添 4：小規模事業者について」を参照

小規模事業者の定義

- ・商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）常時使用する従業員の数 5 人以下
- ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20 人以下
- ・製造業その他 常時使用する従業員の数 20 人以下

参画事業者の範囲

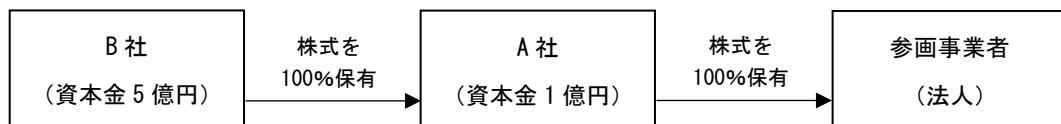
参画事業者となりうる者	参画事業者とならない者
○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、土業法人（弁護士・税理士等）)	○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）

○個人事業主（商工業者であること）	○協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く） ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○特定非営利活動法人 ○申請時に開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出している場合、開業届上の開業日が申請時よりも後の場合は対象外） ○同一の申請回において、地域振興等機関として申請している（共同申請を含む）事業者 ○任意団体 等
-------------------	--

（3）上記に加えて、参画事業者の要件として、下記の①～⑤を満たす必要がある。

①資本金または出資金が 5 億円以上の法人に直接または間接に 100%の株式を保有されていないこと（法人のみ）。

※「間接に 100%の株式を保有」とは、参画事業者の株式を直接に保有する者（A 社）の資本金は 5 億円以上ではないものの、A 社の株式を直接に保有する者（B 社）の資本金が 5 億円以上の場合で、以下の例が該当する。



②確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えていないこと。

※該当の有無の確認のため、納税証明書等の提出を求めることがある。

③地域振興等機関と子会社等の資本関係を有していないこと。

④地域振興等機関が会社及び会社に準ずる営利法人であって、地域振興等機関の役員が参画事業者の役員を兼任していないこと。

⑤一つの申請回で、複数の補助事業に参画していないこと。

2. 補助対象事業

地域振興等機関（詳細は P.1、以下「申請者」という。）が主体的・中心的な役割を担い、10 人以上の参画事業者の商品・製品サービスの改良やブランディング支援に加えて、販路開拓の機会の提供を行うことによって、参画事業者の販路開拓にワンストップで取り組む事業であり、補助事業終了後も支援を継続する次の（1）から（3）のすべてに該当する事業が対象となる。

(1) 事業効果の広がりが期待できる事業であること

補助事業を通じて、10者以上の参画事業者を支援することにより、参画事業者の商品開発力・販売力の向上に繋がり、事業効果の広がる事業であること。また、地域振興等機関が参画事業者への支援の効果を補助事業終了後も把握できる事業であること。

※事業終了後、5年間の事業に係る報告義務あり。

※地域振興等機関が参画事業者以外の中小企業等を合わせて支援することは妨げないが、補助事業には含めないものとする。

(2) 継続可能な事業であること

地域振興等機関による補助事業を通じて支援する参画事業者自らがノウハウを習得し、新たな販路・取引先の獲得、売上高の増加、生産性向上等を図れるように継続的な支援が可能な事業（支援体制）であること。補助事業終了後も、地域振興等機関によるフォローアップによって参画事業者が継続して販路開拓できる事業（支援体制）であること。

(3) ワンストップの事業であること

販路開拓の場の提供にとどまらず、参画事業者の商品・製品・サービスのデザイン改良やブランディング支援、生産・供給体制の向上支援、販路開拓先との取引に係る諸手続等の支援、フォローアップ等までがワンストップとなつた事業であること。



※参画事業者が終始直接関与することなく、補助事業者や連携する委託先企業が参画事業者の商品・製品・サービスを代わりに営業する等の事業は、事業の目的に反するため補助対象外。

※申請者は参画事業者に対して事前に補助事業について説明等を行い、参画事業者から

補助事業について理解を得た上で、申請を行うこと。なお、参画事業者に対する単なる補助事業の説明等に係る経費は補助対象外。

※申請者が、自社の販路開拓のために行う事業は目的に反するため補助対象外。

※参画事業者の販路開拓につながらない事業は、事業目的に反するため補助対象外。

※参画事業者以外の支援に要する経費は、事業目的に反するため補助対象外。

※補助金活用の有無に限らず過去実施した事業と同様の事業は、補助対象外。

※本事業は、小規模事業者を出展対象とした展示会・商談会、販売会を開催する者に対する補助事業、マーケティング拠点を運営するものに対する補助事業であり、参画事業者に対して直接補助金を支出することはできない。

※本事業の目的は参画事業者の商品展開力・販売力の向上を図ることであるため、「地域おこし」や「業界支援」、「観光 PR」等また参画事業者に対する「個別支援」とならないよう留意すること。

※国が助成（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と同一又は類似内容の事業を行う事業は、補助対象外。

※申請者、委託先等との間で補助金が還流するような仕組みは補助対象外。

3. 本事業での取組と各取組の評価指標

本事業では、補助対象事業を次の（1）から（3）に分類し効果を評価する。申請者は取組に応じて評価指標の目標値を設定すること。なお、応募書類記載の目標値と、事業終了後の実績値は、各事業の評価として公開することがある。

（1）展示会・商談会の取組

商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・製品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。

※展示会・商談会は原則参画事業者自らが参加する必要があります。申請者や一部の参画事業者、営業代行業者等が代理で行う場合は正当な理由が必要となります。

【評価指標】※過去の取組実績等をもととした根拠のある数値で設定すること。

① 新規リーチ数

補助事業実施において、補助事業実施期間中にバイヤー、購買担当役員等、商談実施・取引決定権限を持つ者に対するアクセス権利・連絡先情報を「参画事業者」自らが得たことをもって1件とカウントし、全参画事業者のカウントを合計（単位：件）

② 商談総合計数

新規リーチ数のうち、各参画事業者自らが行った商談回数を合計（単位：回）

③ 新規取引先合計数

商談総合計数のうち、全参画事業者の新規取引先獲得数を合計（単位：件）

(2) 催事販売の取組

支援する参画事業者の商品・製品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。

※催事は原則参画事業者自らが参加する必要があります。申請者や一部の参画事業者、営業代行業者等が代理で行う場合は正当な理由が必要となります。

【評価指標】※過去の取組実績等をもととした根拠のある数値で設定すること。

① 来場者数

会場主催の場合は催事場全体の来場者の合計数（単位：人）

ブース等による出展の場合は、各ブースで参画事業者自らが応対した来場者の合計数（単位：人）

Web 等オンラインによる開催の場合は、各参画事業者ページのアクセス合計数（単位：PV）
及びユニークユーザー合計数（単位：UU）

② 営業効率

「催事に参加した全参画事業者の催事期間売上÷催事期間に係る開催に要した総経費×

100」で算出（単位：%）※小数点以下切り捨て

※催事期間に係る開催に要した総経費とは、催事の開催期間中にかかった経費のすべてを指す。なお、支出日ではなく使用日を基準とする。

(3) マーケティング拠点の取組

支援する参画事業者の商品・製品・サービスの想定ターゲットが申請時点で明確化されており、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組（テストマーケティング、展示会・商談会や催事、販売会への出展はマーケティング拠点の取組とはなりません。）。

※補助事業期間中の売上高増加が十分に測れるよう一定期間拠点を稼働させること。

※期間限定で行うポップアップストア等は催事販売の取組で申請すること。

【評価指標】※過去の取組実績等をもととした根拠のある数値で設定すること。

① 売上合計額

拠点開設日（拠点の運営開始日）以降、事業終了日までの全参画事業者の拠点での売上上げ又は、拠点経由で受注につながった売上の合計（単位：円）

② 営業効率

「拠点・仕組みを利用する全参画事業者の売上合計額（=①）÷拠点・仕組みの維持や管理に要する費用額（拠点の構築等立ち上げ費用は含まない）×100」で算出（単位：%）※小数点以下切り捨て

4. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす「法人」とする。

- (1) 地域振興等機関であること（詳細は P. 1 参照）
- (2) 本事業の補助金の交付を受ける者として、申請者が「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も、該当しないことを誓約する必要がある。
※（様式 1）申請書で誓約することを応募時の必須条件とともに、採択後に正式受領する「補助金交付申請書」の提出をもって、採択後の補助金交付決定以降における同意とする。
- (3) 複数の地域振興等機関が共同して実施する場合は、代表機関を定め、当該代表機関を申請者とする。
- (4) 過去、共同・協業販路開拓支援補助金、小規模事業者持続化補助金＜共同・協業型＞にかかる補助事業を実施しており、公募期間中において交付規程で定める様式第 14 「共同・協業販路開拓支援補助金に係る実施効果報告書」の提出義務がある申請者は、申請書を提出するまでに実施効果報告書の提出が完了していること（共同申請の場合を含む。）。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力もしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

5. 補助事業実施期間

交付決定日～令和9年1月29日（金）

※交付決定には、採択後、詳細な見積書が速やかに提出された場合でも、採択発表から概ね1～2か月かかる場合があります（あくまで目安であり、状況により変動しますのでご注意ください。）事業計画はスケジュールに余裕をもって作成してください。

6. 補助上限額及び補助率

（1）補助上限額

参画事業者が10者以上 5,000万円

（2）補助対象経費及び補助率

下表のとおり。計上可能な経費の詳細は「10. 経費の計上」を参照。

※定額補助率の経費のみを計上した申請は認められない。

経費区分	補助率
①人件費	定額
②委員等謝金	定額
③地域振興等機関旅費	定額
④参画事業者旅費	2／3以内
⑤会議費	定額
⑥借料	2／3以内
⑦設営・設計費（内外装費、整備工事等を含む）	2／3以内
⑧展示会等出展費	2／3以内
⑨保険料	2／3以内
⑩消耗品・備品費	定額
⑪通信運搬費	定額
⑫広報費	2／3以内
⑬印刷製本費（資料作成費を含む）	定額
⑭雑役務費	定額
⑮委託・外注費	定額
⑯水道光熱費	定額

・①人件費については、「別添1：人件費の算出方法に係る実施細則」を参照。

※本事業のルールに則った算出方法となっているか、申請前に確認すること。

・②委員等謝金については、「別添2：謝金及び雑役務費の単価について」を上限とする。

※申請者または参画事業者を専門家等として支出の対象にすることはできない。

・⑭雑役務費（うちアルバイト代）については、「別添2：謝金及び雑役務費の単価について」を参照。

・③地域振興等機関旅費、④参画事業者旅費については、「別添3：旅費の支給基準に

ついて」を参照。

- ・補助事業者自らが事業遂行のために支出した経費のみが補助対象となる。
- ・参画事業者に関する本来負担すべき経費は2/3補助として経費区分ごとに補助率を決定している。

(3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとする。

※事業期間中、支払いが完了しているものについては、事業終了前でも補助金事務局が指定する時期において概算払い請求をすることができる。

(4) 支払額の確定方法

補助事業者は補助事業完了日から起算して30日を経過した日または補助事業完了日の属する月の翌月の10日のいずれか早い日までに実績報告書を支払証拠書類とあわせて提出しなければならない。補助金事務局は提出された実績報告書等に基づき必要に応じて現地調査等を行い、支払額を確定する。支払額は、交付決定金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。そのため、すべての支出には、その支出を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、補助対象外となる。

なお、補助金事務局の指示に従わない場合や別途補助金事務局が定める期日までに補助対象となることが確認できる証憑書類の提出が完了しなかった場合は交付決定の全部もしくは一部を取消す場合がある。

また、採択された補助事業計画書に記載された内容であっても、本要領 P.14「10. 経費の計上」に記載する補助対象経費以外の費用や関係法規等で支出が不適切であるとされている費用については、支払いの対象外となる。あわせて、補助金事務局の指示に従わない場合や別途補助金事務局が定める期日までに証憑書類の提出が完了しなかった場合は支払いの対象外となる。

7. 応募手続き

(1) 応募期間

公募要領公開 令和7年12月23日（火）

申請受付開始 令和8年1月16日（金）

申請受付締切 令和8年2月27日（金）17:00まで

※締切を過ぎてからの提出は受け付けられない。

※Jグランツを利用するにはGビズIDプライムアカウントの取得が必要。アカウントの取得には数週間程度を要するため、未取得の方は、早めの利用登録を行うこと。

（2）応募書類・提出方法

申請方法はJグランツ申請のみ。

※共同申請の場合は補助金申請システムへ代表機関情報のみ入力をしてください。

※共同申請者（代表機関以外）は申請書（様式1－2別紙）へ情報等を入力し、Word形式で添付してください。

補助金申請システムを利用した申請

Jグランツに必要事項を入力するとともに、指定されたファイル形式でアップロードすること。

提出 チ エ ッ ク 欄 □	提出物	備考
1	（様式1－1、1－2）申請書	Jグランツ上で直接入力。共同申請の場合は、様式1－2別紙のみWord形式で添付。
2	（様式2－1）補助事業計画書	Word形式
3	（様式2－2）参画事業者一覧	「（別添）申請者との関係」を必ず添付 Excel形式
4	（様式3）支出計画書	「（別添）積算明細書」を必ず添付 Excel形式
5	（様式4）事業支援計画書※任意	地方公共団体が記入したものだけに限る PDF形式
6	直近2年分の税務（消費税および法人税）申告書	1年ずつまとめたPDF形式 ・法人税税務申告書（必須）別表1のみで可 ・消費税税務申告書（必須）第1表のみで可 ※共同申請の場合は、共同申請者全ての税務申告書が必要
7	直近2年分の決算書（創業直後の場合は事業計画書等）	・貸借対照表（必須） ・損益計算書（必須） ・株主資本等変動計算書（作成している場合は提出） ・勘定科目内訳明細書（作成している場合は提出） ※共同申請の場合は、共同申請者全ての決算書が必要

（3）応募に係る注意事項

- ① 1公募において申請（共同申請を含む）できる回数は1回のみ
- ② 「3. 本事業での取組と各取組の評価指標」の（1）から（3）の取組のうち、評価指標の異なる複数の取組を実施する申請の場合も、補助上限額は5,000万円とする。
- ③ 「3. 本事業での取組と各取組の評価指標」の（1）から（3）の取組のうち、評価指標の異なる複数の取組ごとに参画事業者が異なる申請の場合も、1つの申請とできる。
- ④ 「3. 本事業での取組と各取組の評価指標」の（1）から（3）の取組のうち、評価指標の異なる複数の取組を行う場合、各取組にそれぞれ10者以上の参画事業者が参画

する必要がある（重複可）。

- ⑤ 「3. 本事業での取組と各取組の評価指標」の（1）から（3）の取組のうち、評価指標が同一の取組を複数行う場合、合計で10者以上の異なる参画事業者が参画する必要がある。
- ⑥ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査及び採択後の状況確認以外の目的には使用しない。
- ⑦ 応募書類等の作成費、J グランツによる申請時の通信費は補助対象経費に含まれない。採択、不採択を問わず、補助事業計画書の作成費用は補助対象外とする。
- ⑧ 応募書類以外の提出は不要。提出された場合も審査の対象外。
- ⑨ 書類の作成や計画実行について、本応募回の審査関係者の関与を受けていないこと。
- ⑩ 申請書類の作成に委託予定先等申請者の利害関係者が関与していないこと。
- ⑪ J グランツを利用するにはG ビズ I D プライムアカウントの取得が必要。アカウントの取得には数週間程度を要するため、利用を希望し未取得の方は、早めに利用登録を行うこと。

【電子申請システム「J グランツ」の利用環境】

J グランツの動作確認済み環境は以下のとおり。

下記ブラウザの最新バージョンを利用すること。下記以外のブラウザ（InternetExplorer 等）は、申請上のエラー等が生じるため利用しないこと。

Windows : GoogleChrome, MicrosoftEdge (※)
macOS : GoogleChrome, Safari
iOS : Safari
Android : GoogleChrome

※MicrosoftEdge の「InternetExplorer モード」は申請上のエラー等が生じるため利用不可。

- ⑫ 補助対象経費以外の費用や関係法規等で支出が不適切であることが判明した費用については、支払いの対象外となる。あわせて、補助金事務局の指示に従わない場合や別途補助金事務局が定める期日までに証憑書類の提出が完了しなかった場合は支払いの対象外となる。採択及び交付決定後であっても補助金支払い不可となる場合があることを十分にご理解のうえ、応募すること。
- ⑬ 持続化補助金<共同・協業型>では、同一の補助事業（取組）について、重複して他の補助金を受給することはできません。他の補助金を受給しているか受給予定の方は、補助金を受給することが可能か、必ず、各補助金事務局等に、あらかじめご確認ください。

（4）応募書類の申請・提出先

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWRiMAP>

8. 審査・採択

(1) 審査方法

採択は、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定する。

応募締切後、必要に応じて計画内容に関するヒアリングを実施する場合がある。

※次の要件をひとつでも満たさない場合には、その申請は要件不備とし、その後の審査は行わず不採択とする。

- ・「3. 本事業での取組と各取組の評価指標」が（様式2-1）に正しく記載されていること。
- ・「4. 応募資格」を満たしていること。
- ・「7. 応募手続き（1）応募期間」に申請していること。
- ・「7. 応募手続き（2）応募書類」が本公募回用の書類ですべて揃っており、かつ正しく記入されていること。
- ・「7. 応募手続き（3）応募に係る注意事項」をすべて満たしていること。
- ・（様式2-2）に参画予定事業者（要件を満たす者）が10者以上不備なく記載されていること。

※補助金への応募を申請者自らが検討・策定しているように見受けられず、申請者以外の他者が代行していると判断された場合や申請された事業計画内容が他者の申請した事業計画内容と全部または一部が酷似していると判断された場合は、不採択とする。

(2) 審査の視点

- 事業の継続性・持続性の観点から資金調達能力を含め、健全な財務体制となっているか。
- 申請者の事業規模や計画に従事する人数、事業実施体制などから、補助事業を計画通りに遂行できる管理・運営能力を有しているか。
- 申請者が小規模事業者の販路開拓支援を実施しているか。
- 過去に同様・類似の事業を実施した実績がある場合、一定の成果を収めているか。
- 申請者が過去に実施した類似事業と比べて発展性はあるか。
- 参画事業者を取り巻く経営環境の現状分析等を踏まえ、設定されたコンセプトに妥当性があるか。
- 参画事業者の商品・製品・サービスのデザイン改良やブランディング支援、生産・供給体制の向上支援等、参画事業者への支援体制が整っており、参画事業者がノウハウを修得でき、持続的な経営に繋がる取組みとなっているか。
- コンセプトを踏まえ、ターゲットが明確かつ的確に設定されているか。
- 集客・商談につながる商品・製品・サービス等の展示方法や開催方法（場所の選定等）について工夫がなされているか。
- 本事業の成果を高めるための効果的な工夫や取組み等がみられるか。取り扱う商品・製品・サービスの特長を表現するような工夫がなされているか。特に、技術や素材を対象とする場合、当該価値が顧客に伝わる工夫がなされているか。

- 計画策定前の調査・分析によって参画事業者を取り巻く経営環境や課題が的確に把握されているか。
- 申請者自身の利益を追求する取組みとなっていないか、または申請者自身の販路開拓の取組みとなっていないか。
- 多くの小規模事業者、地域にとって有益な事業となっているか。
※単なる「地域おこし」や「業界支援」、「観光 PR」等また参画事業者に対する「個別支援」とならないよう留意すること。
- 販路開拓支援について政策的に意義の高いものになっているか（他の参考となる先進的な事例、別分野との連携等の横断的な取組み等）。
- 申請者自身が補助事業計画を策定し、計画に独自性があり、主体的・中心的に取り組み、参画事業者を支援する内容となっているか（委託先等が主となって、補助事業計画を策定していないか。事業の多くを委託するスキームとなっていないか）。
- 取組ごとに求められている評価指標の目標は、計画内容に照らして妥当性があるか。
- 地域振興等機関として、本事業で得られた内容を、参画事業者にフィードバックする体制が整えられているか。
- 本事業終了後に支援継続できる体制が整えられているか。
- 本事業終了後における参画事業者への支援継続方法と目標が具体的に計画されているか。
- 経費の計上・積算が正確かつ明確であるか。また、委託・外注費が適切であるか。
- 補助事業実施における費用対効果が見合っているか。
- 事業遂行に必要なスケジュールが確保されているか。
- 事業遂行に必要な経費が過不足なく計上されているか。
- 支出（予定）金額・内容に妥当性があるか（社会通念上妥当な単価と数量によって積算額を算出しているか）。
- 地方公共団体の支援体制・支援内容が明確であり、本事業の成果を高めるための支援となっているか。（財政的支出を伴う支援があるか。財政的支出を伴わずともその他の支援があるか）。

（3）採択結果の公表

応募事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知する。採択決定後、補助金事務局の HP 等において、採択者名及び補助事業で行う事業名等を一般公表する。採択審査結果の内容や理由等についての問い合わせには、応じることはできない。

9. 採択決定通知・交付申請及び交付決定

（1）採択結果の通知

審査の結果、採択が決定されると、補助金事務局から採択者に対し、「採択通知書」

が送付される。

（2）交付申請及び交付決定

採択された申請者は、補助金事務局に対し補助金交付申請を行う。一部経費区分については、交付申請時に見積書の提出が必要となる。なお、採択決定後から交付決定までの間に、採択審査委員会の指摘により、事業内容、事業規模、金額などの変更等が生じることがあることに留意する。

交付申請後、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が送付される。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、交付決定日以降から可能となる。「採択通知書」を受領していても、交付決定日前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となることに留意する。

※同一の申請者が、同一の事業について、国費を原資とする補助金を重複して交付を受けることはできない。重複の事実等が発覚次第、交付決定取消や補助金返還等の厳格な措置を取る。

10. 経費の計上

補助対象となる経費は、経済産業省作成の「補助事業事務処理マニュアル(R4.6)（令和4年6月1日以降に入札公告等を行った事業から適用（その他指示のあった場合を含む））」に従って経理処理された経費のみとする。申請前に必ず確認したうえで申請すること。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual102.pdf

（1）経費の区分

経費区分	補助対象支出範囲
①人件費 補助率：定額	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費（アルバイト代は除く） <u>（注1）「別添1：人件費の算出方法に係る実施細則」を参照。</u>
②委員等謝金 補助率：定額	補助事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために開催した委員会に出席した委員への謝金、補助事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるため依頼した専門家への謝礼として支払われる経費 ※交付申請時に見積書の提出が必須 (注1) 謝金の単価は、「別添2：謝金及び雑役務費の単価について」を上限とする。 (注2) 申請者または参画事業者を専門家等として謝金の対象にすることはできない。また、タレント等演者謝金は補助対象外。 (注3) 参画事業者に対する指導・助言等が補助対象。
③地域振興等機関旅費 補助率：定額	補助事業遂行に必要な現地調査、本事業のために実施する会議の開催、専門家とともに参画事業者への支援、ならびに販路開拓（展示会等の会場との往復）にかかる交通費、宿泊費として支払われる経費

経費区分	補助対象支出範囲
	<p>※代理店に発注する場合は交付申請時に見積書の提出が必須</p> <p>(注1) 参画事業者の旅費は、④参画事業者旅費を参照し計上。</p> <p>(注2) タクシーデ・レンタカーデ、ガソリン代、駐車場代は補助対象外。</p> <p>(注3) 高速・有料道路通行料金は対象外</p> <p>(注4) グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象外。</p> <p>(注5) 「別添3：旅費の支給基準について」に基づき補助対象経費を算定する。</p> <p>(注6) 補助事業以外の用務が旅程に含まれる場合、用務の実態を踏まえ、按分等の方法により補助対象経費と補助対象外経費に区分する。</p> <p>(注7) 観察・セミナー等への参加は補助対象外。</p> <p>(注8) 出張は必要最小限の人数で実施し、複数人で出張する場合、各人の役割を明確にすること。</p>
④参画事業者旅費 補助率：2／3以内	<p>補助事業遂行に必要な現地調査、本事業のために実施する会議の開催、ならびに販路開拓（展示会等の会場との往復）にかかる交通費、日当・宿泊費として支払われる経費</p> <p>※代理店に発注する場合は交付申請時に見積書の提出が必須</p> <p>(注1) タクシーデ・レンタカーデ、ガソリン代、駐車場代は補助対象外。</p> <p>(注2) グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象外。</p> <p>(注3) 高速・有料道路通行料金は対象外</p> <p>(注4) 「別添3：旅費の支給基準について」に基づき補助対象経費を算定する。</p> <p>(注5) 補助事業以外の用務が旅程に含まれる場合、用務の実態を踏まえ、按分等の方法により補助対象経費と補助対象外経費に区分する。</p> <p>(注6) 観察・セミナー等への参加は補助対象外。</p> <p>(注7) 出張は必要最小限の人数で実施し、複数人で出張する場合、各人の役割を明確にすること。</p>
⑤会議費 補助率：定額	<p>補助事業実施に必要な会議等を開催するために支払われる飲料代</p> <p>(注) 会議における飲み物代（お茶・コーヒー等概ね400円以内）が補助対象。</p>
⑥借料 補助率：2／3以内	<p>補助事業実施に必要な拠点賃借料、会場借上料、機器・機材・設備等のリース料またはレンタル料として支払われる経費</p> <p>※交付申請時に見積書の提出が必須</p> <p>(注1) 借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、補助事業期間における補助事業に要する経費のみ補助対象。契約期間が補助事業期間を越える場合の補助対象経費は、按分等の方法により算出された当該補助事業期間分のみとなる。</p> <p>(注2) すでに使用している建物や拠点を補助事業で活用する場合は、使用面積等で按分する。</p> <p>(注3) 汎用性が高く、事業目的以外にも使用可能なものに</p>

経費区分	補助対象支出範囲
	<p>については、原則、補助対象外。</p> <p>(注4) 地域振興等機関、参画事業者が所有または貸出を行っている会場、機器、機材、設備等を使用する場合は補助対象外。</p>
⑦設営・設計費（内外装費、整備工事等を含む） 補助率：2／3以内	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング拠点の設営・内装等の工事費 ・展示会・商談会及び催事販売会等のイベント会場設営に係る造作代や工事費として支払われる経費 ・ECサイトの構築や商談システムの構築等、Webにおける販路開拓の仕組みの構築・制作に係る経費 ・拠点（Web上のものを含む）や展示会、催事等の会場の設計に支払われる経費 <p>※交付申請時に見積書の提出が必須</p> <p>(注) 取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上（税別）の処分制限財産は管理台帳を整備するとともに、処分制限期間内に処分するには事前に補助金事務局の承認を得た後でなければ処分できない。補助金事務局は承認に際し、残存簿価等から算出される金額を納付させることがある。</p>
⑧展示会等出展費 補助率：2／3以内	<p>国内外で開催される展示会・商談会、販売会に参画事業者の商品・製品・サービス等を出展するために支払われる経費</p> <p>※交付申請時に見積書の提出が必須（税込50万円を超える場合でも相見積は不要）</p> <p>(注1) 出展の本申込みが交付決定日前となる場合には、補助対象外。</p> <p>(注2) 「マーケティング拠点の取組」の事業では補助対象外。</p> <p>(注3) 会場を借りて自主開催する場合は⑥借料で計上する。</p>
⑨保険料 補助率：2／3以内	<p>拠点に係る火災保険料、展示会・商談会等の開催期間中に来場者・出展者等への傷害事故や財物損壊に対する損害賠償責任を補償するイベント保険料等</p> <p>※交付申請時に見積書の提出が必須</p> <p>(注1) 申請者を契約者とし、補助事業実施期間や展示会・商談会の開催期間を保険期間とする保険が補助対象。</p> <p>(注2) 事故等の発生による利益損失を補償する保険や、国内外の出張に係る出張者の旅行傷害保険などは補助対象外。</p>
⑩消耗品・備品費 補助率：定額	<p>補助事業実施に必要な事務用品等の消耗品（単価10万円未満かつ、事業期間内に消耗できるもの）の購入のために支払われる経費及び補助事業実施に必要な備品（単価10万円以上50万円未満）の購入に支払われる経費</p> <p>※交付申請時に見積書の提出が必須</p> <p>(注1) 汎用性が高く、事業目的以外にも使用可能なものについては、補助対象外。</p> <p>(注2) 単価50万円以上の備品の購入は補助対象外とする。単価50万円以上の備品を調達する場合はレンタル・リース等で調達することとし、⑥借料に費用計上すること。</p>

経費区分	補助対象支出範囲
⑪通信運搬費 補助率：定額	補助事業実施に必要な送料、機材・機械等の運搬のために支払われる経費 ※交付申請時に見積書の提出が必須 (注1) 申請者が支払った送料・運搬費が対象。 (注2) 出展者の商品等（サンプル除く）の運搬に支払った送料は補助対象外。 (注3) 報告書、各種様式、証拠書類等の送料・運搬費は補助対象外。
⑫広報費 補助率：2／3以内	パンフレット・ポスター・チラシ、WEB広告、動画等のデザインの作成や配布、配信及び広報媒体等を活用するために支払われる経費 ※交付申請時に見積書の提出が必須 (注) 参画事業者を募集するための費用はすべて補助対象外。
⑬印刷製本費（資料作成費を含む） 補助率：定額	会議資料、報告書等の印刷製本のために支払われる経費 ※交付申請時に見積書の提出が必須 (注) 補助事業に係るイベント等での配布を目的とした景品・ノベルティ等の購入に係る費用は補助対象外。
⑭雑役務費 補助率：定額	補助事業遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイトやパート代、交通費として支払われる経費 (注1) 雜役務費の単価は、「別添2：謝金及び雑役務費の単価について」に基づき補助対象経費を算定する。 (注2) 人材派遣会社等を利用した場合の経費は、申請者の直接雇用ではないので、「⑯委託・外注費」に計上。
⑯委託・外注費 補助率：定額	上記⑪から⑭及び下記⑯該当しない経費であって、自ら実施することができない、または適当でないために、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）または外注（請負）するために支払われる経費 ※交付申請時に見積書の提出が必須 (注1) 委託契約の内容に⑪から⑭及び下記⑯の経費区分の経費が含まれている場合には、それぞれの経費区分に分類計上する。 (注2) 委託取引の場合は、委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、原則、委託する側である申請者に成果物等を帰属させる。 (注3) 委託先が機器・設備等を購入する費用は補助対象外。 (注4) 海外での展示会・商談会、販売会における通訳、広告物や会議資料等の翻訳に要する経費は⑯委託・外注費に計上。 (注5) 委託先の旅費を計上する場合も、「別添3：旅費の支給基準について」に基づき補助対象経費を算定する。

経費区分	補助対象支出範囲
⑯水道光熱費 補助率：定額	補助事業実施に必要な会場に係る電気、水道、ガス代として支払われる経費 (注) マーケティング拠点の取組については、専用のメータ一等により事業に使用した料金が明確に算出できる場合のみ補助対象。

(2) 経費として計上できないもの（一例）

- 補助事業の目的に合致しないもの
- 特定の参画事業者のみに係る支出や経費
- 必要な証拠書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの
- 補助事業期間内に支出が完了していないもの（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。）
- 自社内取引
- 社内の役員・従業員や代表者・役員の親族（3親等以内）へ発注しているもの、あるいは代表者・役員の親族（3親等以内）が代表または役員に就いている事業者へ発注しているもの。財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社および関係会社へ発注しているもの。
- 共同申請における共同実施機関間、参画事業者との取引によるもの
- 参画（出展）事業者募集に係るすべての経費
- 成分検査などの検査費用等
- 建物等施設に関する経費（マーケティング拠点の取組を除く）
- 交付決定日前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの
※ただし人件費における雇用契約はこの限りではない。
- 補助事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 汎用性があり、目的外使用に成り得るもの（パソコンやプリンタ、デジタルカメラ、サーバ、ソフトウェア、USBメモリ、SDカード等）の購入費、Wi-Fi、Zoom等Web会議サービスの月額利用料、保証金、敷金、仲介手数料等
- 金融機関などへの振込手数料
- 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成及び送付に係る費用
- キャンセル費用及びキャンセルまでに支払った経費
- 公租公課（ただし、旅費に係る出入国税等は補助対象）
- 商品券等の金券及びその印刷代
- 仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での決済・支払
- 自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での決済・支払
- 相殺による決済・支払
- 旅費や現金決済のみの取引を除き、1取引10万円超（税抜き）の支出行為が現金での決

- 済・支払 ※支払行為は原則銀行振込とすること。
- クラウドファンディングに係る経費全般
 - 配布を目的とした景品・ノベルティ等の購入に係る費用
 - 集客目的で実施するキャラクターショー等のイベントに係る経費
 - 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - 中古品の購入費（オークションによる購入を含む）
 - 不動産の取得費用、車両購入費・修理費・車検費用
 - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護費用
 - 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - 免許・特許等の取得・登録費（個人の資格取得に係る費用を含む）
 - パスポート・ビザ等の取得料
 - 補助事業の中止・廃止、計画縮小に係るキャンセル料や手数料
 - 事業期間中に発生、使用、支払いが確認できない経費
 - 新聞代等の消耗品代、団体等の会費
 - 旅費の支給基準に沿った実費以外の費用
 - 補助事業計画に沿わない経費
 - 上記の他、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

11. 補助事業者の義務

本補助金の交付決定を受けた場合には、以下の条件を守らなければならない。

- (1) 交付決定を受けた補助事業を適切に実施すること。補助事業が適切に実施されていない場合は、交付決定を取り消すこともある。また、証拠書類等は適切に管理すること。補助金事務局から証拠書類等の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。また、必要に応じて補助金事務局の職員等が行う進捗管理に従うこと。
- (2) 採択及び交付決定を受けた後、補助事業計画の変更は原則不可。補助事業の経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、補助金事務局に事前に承認を得なければならない。
- (3) 補助事業を完了したときまたは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日または補助事業完了日の属する月の翌月の10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- (4) 補助事業の実施に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願または取得を補助事業年度または補助事業年度の終了後5年以内に行った場合は、補助事業年度の終了後5年間の当該産業財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了

後 30 日以内に産業財産権等取得等届出書を提出しなければならない。

- (5) 補助事業により取得または効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならず、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間以前に当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下、同じ。）する必要があるときは、事前に補助金事務局に承認を受けなければならない。
- (6) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は補助金事務局に納付しなければならない（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度）。
- (7) 交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額は補助対経費から除外して補助金額を算定し、支出計画書（様式 3）の作成および交付申請書を提出する。
ただし、以下に掲げる者にあっては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。
- ①消費税法における納税義務者とならない者
 - ②免税事業者及び簡易課税事業者、二割特例事業者
 - ③消費税法別表第三に掲げる法人
 - ④課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者
- (8) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければならない。
- (9) 補助金事務局は、本事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、指名する職員等に補助事業者の実地検査を行わせることができる。この場合において、補助事業者は実地検査に協力しなければならない。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあり、この検査により返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければならない。
- (10) 補助事業における発注先（委託先・外注先含む）の選定にあたっては、1 件あたり 50 万円超（税込）を要するものについては、2 者以上から見積を取り、より安価な発注先（委託先）を選定すること。
- (11) 日本語以外の言語で作成された証拠書類には必要箇所すべてに日本語訳を添付すること。

- (12) 補助事業者は、原則として補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間は、毎会計年度終了後 30 日以内に本補助事業の実施効果について、「小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>に係る実施効果報告書」を小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>事務局に提出しなければならない。なお、実施効果、評価指標の達成状況等は、政策評価を目的として公開することがある。
- (13) 本公募要領や交付規定、ウェブサイト等の案内に記載のない細部については、補助金事務局からの指示に従うこと。
- (14) 補助事業に関するアンケート調査等が実施される場合は、補助事業者および参画事業者ともに協力しなければならない。

12. 問い合わせ先

TEL : 03-6634-8730

E-MAIL : kk6@kyodokyogyohojokin.info

問い合わせ対応時間 : 9:30～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

本公募要領及び特設 HP 掲載情報（随時更新）を確認し、そのうえで不明な点があれば、原則、E-MAIL で問い合わせること。E-MAIL での問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>（第2回）への問い合わせ」とし、問い合わせ者（申請予定者）の所属先および担当者名を明記すること。他の件名（題名）では問い合わせの回答に時間がかかる場合や回答できない場合がある。なお、問い合わせは、原則、申請予定者からしか受け付けない。

人件費の算出方法に係る実施細則

令和7年12月
小規模事業者持続化補助金＜共同・協業型＞事務局

小規模事業者持続化補助金＜共同・協業型＞事業（以下、「本事業」という。）に係る人件費の算出方法を以下のとおり定めて運用する。

事務の効率化や計算事務の煩瑣性の排除といった観点から、健保等級を使用した人件費の計算に係る必要な事項を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

I. 人件費の算出における原則

本事業における人件費は、次項に規定する方法により算定した人件費単価（時間単価）に、本事業に直接従事した時間（以下、「本事業従事時間」という）を乗じて算出する。

$$\boxed{\text{人件費}=\text{人件費単価}\times\text{本事業従事時間}}$$

II. 人件費の算出の計算方法

1. 人件費単価の算定方法

本事業における人件費の算出基礎となる人件費単価の算定については、一部の給与形態の者を除き、原則としてすべての給与（報酬）形態において適用年度における「参考：等級単価一覧表令和7年度用（経済産業省）（以下「等級単価一覧表」という。）」に基づく労務費単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	人件費単価の算定
健保等級適用者 (A)	すべて	適用される	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する労務費単価を適用
健保等級適用者 以外の者 (B)	年額	適用される	年額を12で除し、等級単価一覧表の「健保等級適用者以外」の月給範囲額にあてはめ該当する労務費単価を適用
	月額	適用される	等級単価一覧表の月給範囲額にあてはめ該当する労務費単価を適用
	日額	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別に日額を所定労働時間で除して算出した額とする (1円未満切捨て)
	時給	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額とする

人件費単価一覧表の具体的な適用は、給与支給実績と比して過大である場合等を除き、原則として以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を人件費単価と

する。

（1）健保等級適用者（A）

次の各要件のすべてを満たす者的人件費単価については、標準報酬月額・賞与の回数により等級単価一覧表に該当する労務費単価を適用する。

- ・健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該事業に従事する者。
- ・健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。

（2）健保等級適用者以外の者（B）

健保等級適用者以外の者的人件費単価については、その給与形態に応じて、以下のとおり取り扱う。等級単価を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表の「月給範囲額」の欄に該当する労務費単価を適用する。

なお、賞与の取り扱いについては2.（1）④賞与の取扱によることとする。

- ①給与（報酬）が年額で定められている者は、年額を12で除し得られた値を等級単価一覧表「月給範囲額」にあてはめ、該当する労務費単価を人件費単価とする。
 - ②給与が月額で定められている者は、給与月額を等級単価一覧表「月給範囲額」にあてはめ、該当する労務費単価を人件費単価とする。
 - ③給与が日額で定められている者は、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、1日単位で本事業に従事している場合には、当該日額をもつて1日当たりの人件費単価とすることができる。
 - ④給与が時給で定められている者は、当該時給をもって人件費単価とする。
- ※①及び②の等級単価に対して、③及び④における人件費単価を個別単価と称する。

2. 健保等級適用者以外の者（B）の取扱細則

（1）等級単価を適用する者

前項①及び②の者に係る年額及び月額の算定については、以下のとおり取り扱う。

①算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬などのうち、給与相当額など金銭で支給されるもの。

※賞与については後記④参照。

②算定に含まない金額

解雇予告手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く）など。

③通勤手当の取扱

通勤手當に含まれる消費税及び地方消費税額（以下、「消費税」という。）については除外しない。

A) 通勤手當が1か月単位の場合

所定出勤日数に対する本事業に従事した日数で按分した額とする。

B) 通勤手當が日額の場合

（通勤手当日額×本事業に従事した日数）で得られた額とする。

④賞与の取扱

健保等級適用者以外の者（B）については、賞与は加算しない。

（2）等級単価を適用しない者（個別単価を適用する者）

前項③及び④の者に係る日額及び時給算定については、等級単価一覧表の労務費単価を適用せず、雇用契約書、給与規程等により規定されている日額又は時間単価による個別単価を原則適用する。

①通勤手當の取扱

当該適用者の雇用契約書等に定められた日額又は時給単価から算定される人件費とは別に支給されること、ならびにその内容（金額等）が明示されている場合に限り、以下のとおり計上することができる。

なお、通勤手當に含まれる消費税については除外しない。

A) 通勤手當が1か月単位の場合

所定出勤日数に対する本事業に従事した日数で按分した額とする。

B) 通勤手當が日額の場合

（通勤手当日額×本事業に従事した日数）で得られた額とする。

②賞与の取扱

前記2.（1）④と同様の扱いとする。

3. 人件費単価の適用方法

前記1.（1）健保等級適用者（A）及び前記2. 健保等級適用者以外の者（B）のうち（1）等級単価を適用する者については、等級単価一覧表に適用する等級又は給与の基準月を定める必要があるが、以下の方法により決定する。

（1）当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された等級単価を適用する。

（2）健保等級の変更（定時決定や隨時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した等級単価を適用する。

①定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。

②随时改定は、被保険者標準報酬改定通知書の改正年月を適用する。

※上記2種類の通知書の提出が同時にあった場合、当該事業者の給与支払い形態に準じて適用する。

4. 人件費単価の証明

健保等級又は給与については、各健康保険組合等が発行する「被保険者標準報酬月額決定通知書（賞与がある場合は賞与決定通知書も含む）」又は「雇用契約書もしくは労働条件通知書」を基準とする。

人件費の確定に当たっては、次の該当書類を活用して照合を行うこととする。

- ・健保等級適用者（A）は、被保険者標準報酬月額決定通知書、賞与決定通知書、同改定通知書及び支払証拠書類。
- ・健保等級適用者以外の者（B）は、雇用契約書もしくは労働条件通知書、給与明細及び支払証拠書類。

※上記にあてはまらない場合、補助金事務局と協議の上個別に単価を設定する。

5. 人件費（単価）上限額

人件費を算出する場合の人件費単価は、等級単価一覧表に記載された労務費単価を上限とする。

6. 本事業従事時間の証明

本事業従事時間は、別途定める「補助業務従事日誌」により証明されるものであって、事業者ごとに定められた就業規則等に照らして適正と認められる範囲とする。

※補助業務従事日誌が事業者の実情に合わない場合、任意で作成してもよい。

参考

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R7kenpo.pdf

別 表

等級単価一覧表 令和7年度適用

等級	健保等級適用者			労務費単価(円／時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円／時間)	
	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回～3回	月給範囲額				
		以上	～未満			以上	～	未満		
1	58,000	～	63,000	350	480	～	～	85,050	480	
2	68,000	63,000	～73,000	410	560	85,050	～	98,550	560	
3	78,000	73,000	～83,000	480	640	98,550	～	112,050	640	
4	88,000	83,000	～93,000	540	730	112,050	～	125,550	730	
5	98,000	93,000	～101,000	600	810	125,550	～	136,350	810	
6	104,000	101,000	～107,000	640	860	136,350	～	144,450	860	
7	110,000	107,000	～114,000	670	910	144,450	～	153,900	910	
8	118,000	114,000	～122,000	720	980	153,900	～	164,700	980	
9	126,000	122,000	～130,000	770	1,040	164,700	～	175,500	1,040	
10	134,000	130,000	～138,000	820	1,110	175,500	～	186,300	1,110	
11	142,000	138,000	～146,000	870	1,180	186,300	～	197,100	1,180	
12	150,000	146,000	～155,000	920	1,240	197,100	～	209,250	1,240	
13	160,000	155,000	～165,000	980	1,330	209,250	～	222,750	1,330	
14	170,000	165,000	～175,000	1,040	1,410	222,750	～	236,250	1,410	
15	180,000	175,000	～185,000	1,100	1,490	236,250	～	249,750	1,490	
16	190,000	185,000	～195,000	1,170	1,580	249,750	～	263,250	1,580	
17	200,000	195,000	～210,000	1,230	1,660	263,250	～	283,500	1,660	
18	220,000	210,000	～230,000	1,350	1,830	283,500	～	310,500	1,830	
19	240,000	230,000	～250,000	1,470	1,990	310,500	～	337,500	1,990	
20	260,000	250,000	～270,000	1,600	2,160	337,500	～	364,500	2,160	
21	280,000	270,000	～290,000	1,720	2,330	364,500	～	391,500	2,330	
22	300,000	290,000	～310,000	1,840	2,490	391,500	～	418,500	2,490	
23	320,000	310,000	～330,000	1,970	2,660	418,500	～	445,500	2,660	
24	340,000	330,000	～350,000	2,090	2,820	445,500	～	472,500	2,820	
25	360,000	350,000	～370,000	2,210	2,990	472,500	～	499,500	2,990	
26	380,000	370,000	～395,000	2,340	3,160	499,500	～	533,250	3,160	
27	410,000	395,000	～425,000	2,520	3,410	533,250	～	573,750	3,410	
28	440,000	425,000	～455,000	2,710	3,660	573,750	～	614,250	3,660	
29	470,000	455,000	～485,000	2,890	3,910	614,250	～	654,750	3,910	
30	500,000	485,000	～515,000	3,080	4,160	654,750	～	695,250	4,160	
31	530,000	515,000	～545,000	3,260	4,410	695,250	～	735,750	4,410	
32	560,000	545,000	～575,000	3,450	4,660	735,750	～	776,250	4,660	
33	590,000	575,000	～605,000	3,630	4,910	776,250	～	816,750	4,910	
34	620,000	605,000	～635,000	3,820	5,160	816,750	～	857,250	5,160	
35	650,000	635,000	～665,000	4,000	5,400	857,250	～	897,750	5,400	
36	680,000	665,000	～695,000	4,190	5,650	897,750	～	938,250	5,650	
37	710,000	695,000	～730,000	4,370	5,900	938,250	～	985,500	5,900	
38	750,000	730,000	～770,000	4,620	6,240	985,500	～	1,039,500	6,240	
39	790,000	770,000	～810,000	4,870	6,570	1,039,500	～	1,093,500	6,570	
40	830,000	810,000	～855,000	5,110	6,900	1,093,500	～	1,154,250	6,900	
41	880,000	855,000	～905,000	5,420	7,320	1,154,250	～	1,221,750	7,320	
42	930,000	905,000	～955,000	5,730	7,740	1,221,750	～	1,289,250	7,740	
43	980,000	955,000	～1,005,000	6,040	8,150	1,289,250	～	1,356,750	8,150	
44	1,030,000	1,005,000	～1,055,000	6,350	8,570	1,356,750	～	1,424,250	8,570	
45	1,090,000	1,055,000	～1,115,000	6,720	9,070	1,424,250	～	1,505,250	9,070	
46	1,150,000	1,115,000	～1,175,000	7,090	9,570	1,505,250	～	1,586,250	9,570	
47	1,210,000	1,175,000	～1,235,000	7,450	10,070	1,586,250	～	1,667,250	10,070	
48	1,270,000	1,235,000	～1,295,000	7,820	10,570	1,667,250	～	1,748,250	10,570	
49	1,330,000	1,295,000	～1,355,000	8,190	11,060	1,748,250	～	1,829,250	11,060	
50	1,390,000	1,355,000	～	8,560	11,560	1,829,250	～	11,560		

謝金及び雑役務費の単価について

1. 謝金（委員謝金、専門家謝金）※税別

(単位：円)

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,300	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	9,700	大学副学長級			
③	8,700	大学学部長級		工場長級	
④	7,900	大学教授級1		部長級	
⑤	7,000	大学教授級2	12年以上	部長級	—
⑥	6,100	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	5,100	大学講師級		課長代理級	室長級
⑧	4,600	大学助教・助手級	12年未満	係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,600	大学助手級以下1		係員1	課員1
⑩	2,600	大学助手級以下2	8年未満	係員2	課員2
⑪	1,600	大学助手級以下3	4年未満	係員3	課員3

2. 雜役務費

1時間2,000円（1日8時間を限度とする）以内

旅費の支給基準について

旅費の支給基準については、以下に定める旅費の支給基準により支出することとします。

- ・最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費により計算する。
- ・宿泊費、宿泊手当は国家公務員等の旅費支給規定第十四条に基づく金額を上限とし、実費額で支給する

【内国旅費】※税別

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
北海道	13,000 円	滋賀県	11,000 円
青森県	11,000 円	京都府	19,000 円
岩手県	9,000 円	大阪府	13,000 円
宮城県	10,000 円	兵庫県	12,000 円
秋田県	11,000 円	奈良県	11,000 円
山形県	10,000 円	和歌山県	11,000 円
福島県	8,000 円	鳥取県	8,000 円
茨城県	11,000 円	島根県	9,000 円
栃木県	10,000 円	岡山県	10,000 円
群馬県	10,000 円	広島県	13,000 円
埼玉県	19,000 円	山口県	8,000 円
千葉県	17,000 円	徳島県	10,000 円
東京都	19,000 円	香川県	15,000 円
神奈川県	16,000 円	愛媛県	10,000 円
新潟県	16,000 円	高知県	11,000 円
富山県	11,000 円	福岡県	18,000 円
石川県	9,000 円	佐賀県	11,000 円
福井県	10,000 円	長崎県	11,000 円
山梨県	12,000 円	熊本県	14,000 円
長野県	11,000 円	大分県	11,000 円
岐阜県	13,000 円	宮崎県	12,000 円
静岡県	9,000 円	鹿児島県	12,000 円
愛知県	11,000 円	沖縄県	11,000 円
三重県	9,000 円		

宿泊手当

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	2,400 円

【国外旅費】※税別

補助金事務局と協議の上、必要に応じて支出できるものとする。

- ・航空賃、鉄道賃、及び船賃は、エコノミークラス（普通クラスに相当するもの）による実費額を支給する。
- ・車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、実費額で支給する。
- ・宿泊費は以下に基づく金額を上限とし、実費額で支給する。

地域	国名	地名	宿泊費基準額（一夜につき）
アジア	インド	ニューデリー	18,000 円
		コルカタ	10,000 円
		チェンナイ	12,000 円
		ベンガルール	16,000 円
		ムンバイ	23,000 円
		その他の地	14,000 円
	インドネシア	ジャカルタ	16,000 円
		スラバヤ	12,000 円
		デンパサール	18,000 円
		メダン	8,000 円
		その他の地	13,000 円
	カンボジア	プノンペン	21,000 円
		その他の地	21,000 円
	シンガポール	シンガポール	34,000 円
		その他の地	34,000 円
	スリランカ	コロンボ	22,000 円
		その他の地	22,000 円
	タイ	バンコク	20,000 円
		チェンマイ	14,000 円
		その他の地	19,000 円
	大韓民国	ソウル	26,000 円
		済州	23,000 円
		釜山	18,000 円
		その他の地	23,000 円
	中華人民共和国	北京	17,000 円
		広州	17,000 円
		上海	17,000 円
		重慶	11,000 円
		瀋陽	9,000 円
		青島	12,000 円
		香港	32,000 円
		その他の地	15,000 円
	ネパール	カトマンズ	15,000 円
		その他の地	15,000 円
	パキスタン	イスラマバード	32,000 円

		カラチ	31,000 円
		その他の地	31,000 円
バングラデシュ	ダッカ	17,000 円	
	その他の地	17,000 円	
東ティモール	ディリ	17,000 円	
	その他の地	17,000 円	
フィリピン	マニラ	17,000 円	
	セブ	19,000 円	
	ダバオ	22,000 円	
	その他の地	22,000 円	
ブルネイ	バンダルスリブガワン	20,000 円	
	その他の地	20,000 円	
ベトナム	ハノイ	14,000 円	
	ダナン	15,000 円	
	ホーチミン	15,000 円	
	その他の地	14,000 円	
マレーシア	クアラルンプール	14,000 円	
	ペナン	14,000 円	
	その他の地	15,000 円	
ミャンマー	ヤンゴン	17,000 円	
	その他の地	17,000 円	
モルディブ	マレ	47,000 円	
	その他の地	45,000 円	
モンゴル	ウランバートル	24,000 円	
	その他の地	24,000 円	
ラオス	ビエンチャン	17,000 円	
	その他の地	17,000 円	
その他の国		17,000 円	
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	29,000 円
		シドニー	29,000 円
		パース	27,000 円
		ブリスベン	28,000 円
		メルボルン	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	キリバス	タラワ	25,000 円
		その他の地	25,000 円

サモア	アピア	25,000 円	
	その他の地	25,000 円	
ソロモン	ホニアラ	25,000 円	
	その他の地	25,000 円	
トンガ	ヌクアロファ	25,000 円	
	その他の地	25,000 円	
ニュージーランド	ウェリントン	27,000 円	
	オークランド	27,000 円	
	その他の地	24,000 円	
バヌアツ	ポートビラ	25,000 円	
	その他の地	25,000 円	
パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000 円	
	その他の地	38,000 円	
パラオ	コロール	25,000 円	
	その他の地	25,000 円	
フィジー	スバ	33,000 円	
	その他の地	40,000 円	
マーシャル	マジュロ	25,000 円	
	その他の地	25,000 円	
ミクロネシア	コロニア	25,000 円	
	その他の地	25,000 円	
その他の国		25,000 円	
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	54,000 円
		アトランタ	38,000 円
		サンフランシスコ	49,000 円
		シアトル	42,000 円
		シカゴ	44,000 円
		デトロイト	43,000 円
		デンバー	40,000 円
		ナッシュビル	37,000 円
		ニューヨーク	57,000 円
		ハガッニヤ	18,000 円
		ヒューストン	28,000 円
		ボストン	59,000 円
		ホノルル	49,000 円
		マイアミ	39,000 円

	ロサンゼルス	42,000 円	
	その他の地	36,000 円	
カナダ	オタワ	34,000 円	
	カルガリー	34,000 円	
	トロント	49,000 円	
	バンクーバー	44,000 円	
	モントリオール	36,000 円	
	その他の地	35,000 円	
その他の国		36,000 円	
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000 円
		その他の地	24,000 円
	ウルグアイ	モンテビデオ	20,000 円
		その他の地	20,000 円
	エクアドル	キト	27,000 円
		その他の地	25,000 円
	エルサルバドル	サンサルバドル	27,000 円
		その他の地	27,000 円
	キューバ	ハバナ	14,000 円
		その他の地	14,000 円
	グアテマラ	グアテマラ	22,000 円
		その他の地	21,000 円
	コスタリカ	サンホセ	32,000 円
		その他の地	32,000 円
	コロンビア	ボゴタ	18,000 円
		その他の地	17,000 円
	ジャマイカ	キングストン	44,000 円
		その他の地	44,000 円
	チリ	サンティアゴ	26,000 円
		その他の地	24,000 円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000 円
		その他の地	33,000 円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	40,000 円
		その他の地	36,000 円
	ニカラグア	マナグア	14,000 円
		その他の地	14,000 円
ハイチ	ポルトープランス	33,000 円	

	その他の地	33,000 円
パナマ	パナマ	23,000 円
	その他の地	21,000 円
パラグアイ	アスンシオン	22,000 円
	その他の地	17,000 円
バルバドス	ブリッジタウン	47,000 円
	その他の地	47,000 円
ブラジル	ブラジリア	16,000 円
	クリチバ	12,000 円
	サンパウロ	20,000 円
	マナウス	14,000 円
	リオデジャネイロ	19,000 円
	レシフェ	13,000 円
	その他の地	11,000 円
ベネズエラ	カラカス	31,000 円
	その他の地	31,000 円
ペルー	リマ	20,000 円
	その他の地	19,000 円
ボリビア	ラパス	13,000 円
	その他の地	13,000 円
ホンジュラス	テグシガルバ	29,000 円
	その他の地	29,000 円
メキシコ	メキシコ	19,000 円
	レオン	17,000 円
	その他の地	19,000 円
その他の国		14,000 円
欧州	アイスランド	49,000 円
	その他の地	47,000 円
	アイルランド	36,000 円
	その他の地	33,000 円
	アゼルバイジャン	25,000 円
	その他の地	25,000 円
アルバニア	ティラナ	16,000 円
	その他の地	16,000 円
アルメニア	エレバン	27,000 円
	その他の地	26,000 円

イタリア	ローマ	30,000 円
	ミラノ	31,000 円
	その他の地	22,000 円
ウクライナ	キーウ	21,000 円
	その他の地	21,000 円
ウズベキスタン	タシケント	25,000 円
	その他の地	24,000 円
英国	ロンドン	44,000 円
	エдинバラ	38,000 円
	その他の地	29,000 円
エストニア	タリン	19,000 円
	その他の地	20,000 円
オーストリア	ウィーン	24,000 円
	その他の地	21,000 円
オランダ	ハーグ	24,000 円
	その他の地	25,000 円
カザフスタン	アスタナ	23,000 円
	その他の地	23,000 円
北マケドニア	スコピエ	21,000 円
	その他の地	20,000 円
キプロス	ニコシア	33,000 円
	その他の地	26,000 円
ギリシャ	アテネ	28,000 円
	その他の地	25,000 円
キルギス	ビシュケク	15,000 円
	その他の地	15,000 円
クロアチア	ザグレブ	21,000 円
	その他の地	22,000 円
ジョージア	トビリシ	21,000 円
	その他の地	21,000 円
スイス	ベルン	33,000 円
	ジュネーブ	38,000 円
	その他の地	32,000 円
スウェーデン	ストックホルム	30,000 円
	その他の地	25,000 円
スペイン	マドリード	31,000 円

	バルセロナ	34,000 円
	その他の地	24,000 円
スロバキア	ブラチスラバ	22,000 円
	その他の地	18,000 円
スロベニア	リュブリヤナ	23,000 円
	その他の地	22,000 円
セルビア	ベオグラード	25,000 円
	その他の地	21,000 円
タジキスタン	ドゥシャンベ	28,000 円
	その他の地	28,000 円
チェコ	プラハ	19,000 円
	その他の地	17,000 円
デンマーク	コペンハーゲン	34,000 円
	その他の地	30,000 円
ドイツ	ベルリン	25,000 円
	デュッセルドルフ	22,000 円
	ハンブルク	25,000 円
	フランクフルト	20,000 円
	ミュンヘン	24,000 円
	その他の地	19,000 円
トルクメニスタン	アシガバット	21,000 円
	その他の地	21,000 円
ノルウェー	オスロ	32,000 円
	その他の地	29,000 円
バチカン	バチカン	21,000 円
	その他の地	21,000 円
ハンガリー	ブダペスト	21,000 円
	その他の地	19,000 円
フィンランド	ヘルシンキ	27,000 円
	その他の地	26,000 円
フランス	パリ	38,000 円
	ストラスブール	24,000 円
	マルセイユ	23,000 円
	その他の地	25,000 円
ブルガリア	ソフィア	20,000 円
	その他の地	18,000 円

ベラルーシ	ミンスク	26,000 円	
	その他の地	26,000 円	
ベルギー	ブリュッセル	34,000 円	
	その他の地	26,000 円	
ポーランド	ワルシャワ	18,000 円	
	その他の地	15,000 円	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	18,000 円	
	その他の地	16,000 円	
ポルトガル	リスボン	28,000 円	
	その他の地	22,000 円	
モルドバ	キシナウ	20,000 円	
	その他の地	20,000 円	
ラトビア	リガ	18,000 円	
	その他の地	18,000 円	
リトアニア	ビリニュス	18,000 円	
	その他の地	18,000 円	
ルーマニア	ブカレスト	21,000 円	
	その他の地	17,000 円	
ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000 円	
	その他の地	29,000 円	
ロシア	モスクワ	21,000 円	
	ウラジオストク	21,000 円	
	サンクトペテルブルク	21,000 円	
	ハバロフスク	21,000 円	
	ユジノサハリンスク	21,000 円	
	その他の地	21,000 円	
その他の国		21,000 円	
中東	アフガニスタン	カブール	23,000 円
		その他の地	23,000 円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000 円
		ドバイ	25,000 円
		その他の地	24,000 円
イエメン	サヌア	23,000 円	
	その他の地	23,000 円	
イスラエル	テルアビブ	37,000 円	

	その他の地	33,000 円
イラク	バグダッド	23,000 円
	その他の地	23,000 円
イラン	テヘラン	23,000 円
	その他の地	23,000 円
オマーン	マスカット	14,000 円
	その他の地	15,000 円
カタール	ドーハ	17,000 円
	その他の地	17,000 円
クウェート	クウェート	23,000 円
	その他の地	24,000 円
サウジアラビア	リヤド	43,000 円
	ジッダ	21,000 円
	その他の地	37,000 円
シリア	ダマスカス	23,000 円
	その他の地	23,000 円
トルコ	アンカラ	15,000 円
	イスタンブール	20,000 円
	その他の地	19,000 円
バーレーン	マナーマ	22,000 円
	その他の地	22,000 円
ヨルダン	アンマン	21,000 円
	その他の地	21,000 円
レバノン	ベイルート	23,000 円
	その他の地	23,000 円
その他の国		23,000 円
アフリカ	アルジェリア	30,000 円
	その他の地	29,000 円
アンゴラ	ルアンダ	47,000 円
	その他の地	47,000 円
ウガンダ	カンパラ	19,000 円
	その他の地	31,000 円
エジプト	カイロ	32,000 円
	その他の地	31,000 円
エチオピア	アディスアベバ	18,000 円
	その他の地	24,000 円

ガーナ	ア克拉	29,000 円
	その他の地	29,000 円
ガボン	リーブルビル	32,000 円
	その他の地	32,000 円
カメルーン	ヤウンデ	26,000 円
	その他の地	26,000 円
ギニア	コナクリ	22,000 円
	その他の地	22,000 円
ケニア	ナイロビ	26,000 円
	その他の地	26,000 円
コートジボワール	アビジャン	32,000 円
	その他の地	32,000 円
コンゴ民主共和国	キンシャサ	22,000 円
	その他の地	22,000 円
ザンビア	ルサカ	33,000 円
	その他の地	37,000 円
ジブチ	ジブチ	22,000 円
	その他の地	22,000 円
ジンバブエ	ハラレ	19,000 円
	その他の地	19,000 円
スーダン	ハルツーム	22,000 円
	その他の地	22,000 円
セーシェル	ビクトリア	22,000 円
	その他の地	22,000 円
セネガル	ダカール	40,000 円
	その他の地	39,000 円
タンザニア	ダルエスサラーム	22,000 円
	その他の地	23,000 円
チュニジア	チュニス	29,000 円
	その他の地	29,000 円
ナイジェリア	アブジヤ	31,000 円
	その他の地	31,000 円
ナミビア	ウィントフック	13,000 円
	その他の地	17,000 円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	23,000 円
	その他の地	23,000 円

ベナン	コトヌ	27,000 円
	その他の地	27,000 円
ボツワナ	ハボローネ	23,000 円
	その他の地	23,000 円
マダガスカル	アンタナナリボ	24,000 円
	その他の地	24,000 円
マラウイ	リロングウェ	26,000 円
	その他の地	26,000 円
マリ	バマコ	41,000 円
	その他の地	41,000 円
南アフリカ共和国	プレトリア	16,000 円
	その他の地	18,000 円
南スーダン	ジュバ	22,000 円
	その他の地	22,000 円
モーリシャス	ポートルイス	38,000 円
	その他の地	26,000 円
モーリタニア	ヌアクショット	21,000 円
	その他の地	21,000 円
モザンビーク	マプト	18,000 円
	その他の地	19,000 円
モロッコ	ラバト	20,000 円
	その他の地	19,000 円
リビア	トリポリ	22,000 円
	その他の地	22,000 円
ルワンダ	キガリ	29,000 円
	その他の地	29,000 円
その他の国		22,000 円
その他の地域		21,000 円

宿泊手当

区分		宿泊手当（1夜につき）
地域	国名	
アジア	インド	4,800 円
	インドネシア	4,500 円

	カンボジア	5,400 円
	シンガポール	5,400 円
	スリランカ	5,400 円
	タイ	5,400 円
	大韓民国	5,400 円
	中華人民共和国	5,100 円
	ネパール	5,100 円
	パキスタン	5,400 円
	バングラデシュ	5,400 円
	東ティモール	5,400 円
	フィリピン	5,400 円
	ブルネイ	5,400 円
	ベトナム	4,800 円
	マレーシア	5,100 円
	ミャンマー	5,400 円
	モルディブ	5,400 円
	モンゴル	5,400 円
	ラオス	5,400 円
	その他の国	5,400 円
大洋州	オーストラリア	5,400 円
	キリバス	5,400 円
	サモア	5,400 円
	ソロモン	5,400 円
	トンガ	5,400 円
	ニュージーランド	5,400 円
	バヌアツ	5,400 円
	パプアニューギニア	5,400 円
	パラオ	5,400 円
	フィジー	5,400 円
	マーシャル	5,400 円
	ミクロネシア	5,400 円
北米	アメリカ合衆国	5,400 円
	カナダ	5,400 円
	その他の国	5,400 円
中南米	アルゼンチン	5,400 円

	ウルグアイ	5,400 円
	エクアドル	5,400 円
	エルサルバドル	5,400 円
	キューバ	4,800 円
	グアテマラ	5,400 円
	コスタリカ	5,400 円
	コロンビア	5,400 円
	ジャマイカ	5,400 円
	チリ	5,400 円
	ドミニカ共和国	5,400 円
	トリニダード・トバゴ	5,400 円
	ニカラグア	4,800 円
	ハイチ	5,400 円
	パナマ	5,400 円
	パラグアイ	5,400 円
	バルバドス	5,400 円
	ブラジル	3,900 円
	ベネズエラ	5,400 円
	ペルー	5,400 円
	ボリビア	4,500 円
	ホンジュラス	5,400 円
	メキシコ	5,400 円
	その他の国	4,800 円
欧州	アイスランド	5,400 円
	アイルランド	5,400 円
	アゼルバイジャン	5,400 円
	アルバニア	5,400 円
	アルメニア	5,400 円
	イタリア	5,400 円
	ウクライナ	5,400 円
	ウズベキスタン	5,400 円
	英国	5,400 円
	エストニア	5,400 円
	オーストリア	5,400 円
	オランダ	5,400 円
	カザフスタン	5,400 円

北マケドニア	5,400 円
キプロス	5,400 円
ギリシャ	5,400 円
キルギス	5,100 円
クロアチア	5,400 円
ジョージア	5,400 円
スイス	5,400 円
スウェーデン	5,400 円
スペイン	5,400 円
スロバキア	5,400 円
スロベニア	5,400 円
セルビア	5,400 円
タジキスタン	5,400 円
チェコ	5,400 円
デンマーク	5,400 円
ドイツ	5,400 円
トルクメニスタン	5,400 円
ノルウェー	5,400 円
バチカン	5,400 円
ハンガリー	5,400 円
フィンランド	5,400 円
フランス	5,400 円
ブルガリア	5,400 円
ベラルーシ	5,400 円
ベルギー	5,400 円
ポーランド	5,100 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5,400 円
ポルトガル	5,400 円
モルドバ	5,400 円
ラトビア	5,400 円
リトアニア	5,400 円
ルーマニア	5,400 円
ルクセンブルク	5,400 円
ロシア	5,400 円
その他の国	5,400 円
中東	アフガニスタン

アラブ首長国連邦	5,400 円
イエメン	5,400 円
イスラエル	5,400 円
イラク	5,400 円
イラン	5,400 円
オマーン	5,100 円
カタール	5,400 円
クウェート	5,400 円
サウジアラビア	5,400 円
シリア	5,400 円
トルコ	5,400 円
バーレーン	5,400 円
ヨルダン	5,400 円
レバノン	5,400 円
その他の国	5,400 円
アフリカ	アルジェリア
	5,400 円
	アンゴラ
	5,400 円
	ウガンダ
	5,400 円
	エジプト
	5,400 円
	エチオピア
	5,400 円
	ガーナ
	5,400 円
	ガボン
	5,400 円
	カメルーン
	5,400 円
	ギニア
	5,400 円
	ケニア
	5,400 円
	コートジボワール
	5,400 円
	コンゴ民主共和国
	5,400 円
	ザンビア
	5,400 円
	ジブチ
	5,400 円
	ジンバブエ
	5,400 円
	スーダン
	5,400 円
	セーシェル
	5,400 円
	セネガル
	5,400 円
	タンザニア
	5,400 円
	チュニジア
	5,400 円
	ナイジェリア
	5,400 円

ナミビア	5,400 円
ブルキナファン	5,400 円
ベナン	5,400 円
ボツワナ	5,400 円
マダガスカル	5,400 円
マラウイ	5,400 円
マリ	5,400 円
南アフリカ共和国	5,400 円
南スーダン	5,400 円
モーリシャス	5,400 円
モーリタニア	5,400 円
モザンビーク	5,400 円
モロッコ	5,400 円
リビア	5,400 円
ルワンダ	5,400 円
その他の国	5,400 円
その他の地域	5,400 円

小規模事業者について

小規模事業者

業種	小規模事業者
	常時使用する従業員の数※
①商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
②サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
③製造業その他	20人以下

※「常時使用する従業員の数」には、以下の方は含まない。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (b) 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- (c)（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- (d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - (d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※以下参照）」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とする。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになる。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とする。

「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限る。